

新しい事業がスタートしました。

新年度のスタートとともに、事業団では新しく二つの就労支援事業を開始しました。

一つは、一般就労を目指す障害者の職業準備訓練の場として、都内で唯一運営してきた「障害者雇用支援センター」が法改正により平成23年度をもって廃止されたため、それに替わるものとして、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援事業」を20人定員で実施するものです。もう一つは、就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」で、杉並区から受託して行ないます。

このうち、「就労移行支援事業」は廃止された「障害者雇用支援センター」と類似した事業内容・機能を持つもので、センターで蓄積した支援スキル、活動実績を活用できる強みがあり、4月から訓練プログラムの中味をビジネスマナー研修、パソコン実習、SST（社会生活技能訓練）、区内企業・事業所での清掃訓練など、日々の訓練に変化を持たせた、より多様で実践的な内容に見直して利用者の就労意欲を少しでも高めていけるよう工夫しています。

また、「区市町村障害者就労支援事業」もすでに事業団で行なっている登録制の就労支援事業を踏襲するもので、その意味では新規事業というにはやや疑問もありますが、この事業を進める中で就職のための支援にとどまらず、利用者が安定した職業生活をおくれるよう必要な生活支援にも力を入れていきます。

ところで、就労支援機関が抱える一般的な課題かもしれませんが、事業団も精神障害、発達障害等の方からの相談の増加に伴い、従来の知識・支援スキルだけでは対応困難なケースが多くなっています。また、就業している定着支援対象者が年々累増し、300人台に迫っており、今後は効果的かつ効率的な支援体制のあり方が問われています。これらの課題に対処していくうえで、担当スタッフのスキルアップを図り、障害者一人ひとりの置かれた状況やニーズ、雇用情勢の動向や企業における働き方の変化などを的確に把握する努力が求められているといえます。

事業団は、これからも地域における障害者就労支援の中心的機関としての役割を発揮し、期待に応えていけるよう職員一同取り組んでいきますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

（財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事務局長 土屋義雄）

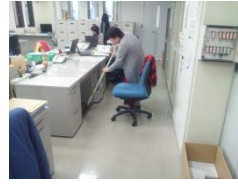
就労移行支援事業「杉並区障害者雇用支援センター」の訓練の一コマです。



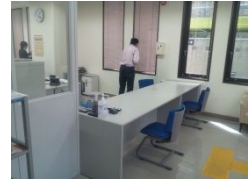
今日の予定を書き込みます。



朝礼の司会は日替わりです。



いつもきれいにして、清々しい気持ちで訓練に臨みます。



他の企業でも清掃します。



PC入力の訓練をします。

ある日の訓練プログラム

9:00～ 朝礼

9:15～ 訓練1(※)

9:45～ 訓練2(学習)

10:30～ 訓練3(SST)

12:00～ 昼食

13:00～ 訓練4(PC入力・清掃作業)

14:30～ 訓練5(軽作業)

15:30～ 訓練6(自主学習)

※ 身だしなみチェック、今日の目標、あいさつの唱和、ニュース発表、自己紹介の練習 など

ワンポイント知識

～ 職業上重度判定～

障害者手帳の等級とは異なり、就業するうえで重度と判定された障害のあるかたを雇用した企業が、雇用率をカウントする際に2人分を雇用したとみなし、ダブルカウントすることができる「障害者雇用促進法」の制度です。

知的障害のあるかたが最寄りのハローワークに「判定実施依頼書」と「確認依頼書」を提出し、障害者職業センターでの検査を受けて、「重度」「軽度」を判定されます。IQ60以上の場合は、自動的に「軽度」と判定されます。

また、身体障害者手帳の1級・2級、愛の手帳の1度・2度の場合は、検査を受けなくても手帳の等級や度数だけで職業上「重度」とみなされます。

新しい職員が加わりました。

新事務局次長 田治聖子
(杉並区から派遣)

パート職員 明石靖子
東 幸子
橋本いづみ
堀口順子
溝口佐江子
矢澤かおり



お世話になりました。m(_ _)m

前事務局次長 柏木美子
(派遣終了で杉並区へ)

就職しました。(平成24年4月)

事務	2名
事務補助	4名
食器洗浄	2名
接客(喫茶)	1名
軽作業	1名

写真については、ご本人の了解を得て掲載しています。